

# 第4回熊取町公共交通会議

日時：令和4年3月10日（木）15時30分～

場所：熊取町役場北館3階 大会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

委員紹介

### 2. 議 事

(1) 熊取町AIオンデマンド交通実証実験について

(2) 熊取町公共交通会議の法定組織化について

### 3. 閉 会

事務連絡（今後のスケジュールなど）



## 熊取町公共交通会議設置要綱

制定令和3年5月14日

### (目的)

第1条 熊取町公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

### (構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民又は利用者を代表する者
- (3) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (4) 公共交通事業者の組織する団体が指名する者
- (5) 町議会議員
- (6) 大阪府泉佐野警察署長又はその指名する者
- (7) その他町長の指名する者

2 前項に掲げる委員は、代理人を出席させることができる。ただし、学識経験を有する者として委員を委嘱されている者は除く。

3 委員のうち行政機関の職員及び団体から指名された者の任期については、その職にある期間とする。

### (役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、前条第1項第1号委員をもって充てる。
  - 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
  - 4 会長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
  - 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 交通会議の会議は原則として公開とする。ただし会長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(意見の聴取)

- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第7条 交通会議の庶務は、熊取町都市整備部道路課において処理する。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

## (第3条関係)

## 熊取町公共交通会議委員名簿

役 職	所属・役名	氏 名	備 考	区 分
会長	日本交通学会会員 都市文化地域経済研究学堂事務局長 博士(経済学) 熊取町まちづくりアドバイザー	イノウエ カタル 井上 馨		学識経験を有する者 (第1号)
副会長	熊取町自治会連合会会長	フルイ コイチ 古井 与一	大久保区長	住民又は利用者 (第2号)
委員	熊取町長生会連合会会長	マツナミ サシ 松浪 敏		
委員	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局 (輸送部門) 首席運輸企画専門官	カワハラ マサアキ 河原 正明		運輸支局長 又はその指名する者 (第3号)
委員	南海ウイングバス南部株式会社 取締役支配人	サヌイ サシ 讃井 聡		公共交通事業者の組織する団体が 指名する者 (第4号)
委員	一般社団法人大阪タクシー協会 常任理事 地域交通委員長	シバツジ トオル 芝辻 徹	大阪第一交通(株) 代表取締役社長  【町内乗入業者】 新泉陽タクシー 新大阪タクシー 大阪第一交通	
委員	熊取町議会副議長	カワイ ヒロキ 河合 弘樹		町議会議員 (第5号)
委員	熊取町議会議員 (事業厚生常任委員会委員長)	ワタベ トヨコ 渡辺 豊子		
委員	大阪府泉佐野警察署 交通課長	カノウ ヒサヒコ 加藤 久彦		警察署長又はその指名する者 (第6号)

議事(1)

熊取町 AI オンデマンド交通実証実験について

- 実施期間 令和4年1月5日～1月31日  
※まん延防止等重点措置適用に伴い、1月31日の運行をもって中止
- 運行回数 6回(27日間) ※職員は除く
- 利用者数 5名 のべ7名(登録者数14名) ※職員は除く
- 利用区間 (乗降場所) (降車場所)  
「五月ヶ丘自治会館」 → 「JR熊取駅」 のべ5名(1名・3回、+2名)  
「五月ヶ丘東」 → 「永山病院」 1名  
「JR熊取駅」 → 「小谷」 1名  
※乗り合いの発生なし
- アンケート回収部数：3部  
(本実験に対する意見)

利用者からのご意見 (利用者アンケート回答より抜粋)	地域の関係者からのご意見 (PR時など地域住民から聴取)
<p>2名：70代五月ヶ丘住民(車保有無) 1名：年齢居住地不明(車保有有)</p>	<p>自治会、長生会、福祉委員など</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普段の主な外出手段(路線バス3票、電車3票、家族の送迎2票、タクシー1票、自家用車1票)</li> <li>・ 今回の外出目的(通院2票、仕事・通勤1票)</li> <li>・ 利用した理由 (バスの本数が少ない2票、タクシーより安価2票、事前予約制2票、人混みを避けたい2票、バス停が遠い1票、家族への送迎依頼不要1票)</li> <li>・ 1乗車あたりに支払ってもよい上限額 (200円位1票、300円位1票、500円位1票)</li> <li>・ 今後利用できるとしたら生活におきそうな変化 (移動の利便性向上3票、外出回数の増加2票、家族に送迎を頼まなくてもよくなりそう1票、バスの利用回数減少1票)</li> <li>・ 満足な点(JRへの乗り継ぎやすさ3票、公共施設への行きやすさ2票、医療機関への行きやすさ2票、商業施設への行きやすさ1票)</li> <li>・ 総合満足度(満足3票)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実験のことは知っているが、寒いため外出を控えている方が多い</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症による乗合への危惧</li> <li>・ 買い物は家族と一緒に連れて行ってくれる</li> <li>・ 近所の住民同士で乗り合わせて移動するコミュニティが既にできている</li> <li>・ 通院は社会福祉協議会の「行こうCar」を利用している</li> <li>・ 永山病院へは送迎バスを利用するのでは？</li> <li>・ よく行くのは地域のかかりつけの医院</li> </ul>

<今後の方針>

今回の実証実験においては、

- ① 利用者及びアンケート回答数が少なく、検証に有効なデータ収集ができていない。
- ② 地域の関係者から「寒い時期は利用しにくい」とのご意見あり。
- ③ 乗り合いによる新型コロナウイルス感染への不安の声。

※まん延防止等重点措置が大阪府に適用（令和4年1月27日～2月20日※その後延長）

以上のことから、令和4年度6月補正予算にて予算措置（300万～500万円程度）の上、運輸局への手続き等（2ヵ月）を経て、秋頃に改めて熊取町A I オンデマンド交通実証実験の実施を検討しており、本実証実験再開の是非や再開する場合の期間などについて委員の皆様のご意見を伺いたい。

## 熊取町公共交通会議の法定組織化について

### 1. 熊取町公共交通会議の現状

必要に応じて法定組織化する想定の上で、任意の組織として令和3年5月に設置し、本会議を含め計4回の会議を開催、熊取町の公共交通の現状・課題の共有、公共交通に関するアンケート調査及び熊取町 AI オンデマンド交通実証実験に関する協議などを実施。

### 2. 公共交通に関する法定組織

主要な法定組織として、「地域公共交通計画（※）」の策定及び実施に関することを協議する場となる地域公共交通の活性化及び再生に関する法律にもとづく「法定協議会」と AI オンデマンド交通など政策的な交通サービスを導入する場合に関係者の協議・合意形成の場となる道路運送法（施行規則）にもとづく「地域公共交通会議」の2種類がある。

### 3. 今後の方針

令和2年11月から原則全ての地方公共団体で地域公共交通計画を策定することとされており、また「ラストワンマイル問題」などの課題が顕在化している中、ゼロベースでよりよい公共交通網を形成し、交通利便性を向上させるため、より具体的な協議・合意形成が必要となることから、令和4年度中に熊取町公共交通会議を「熊取町公共交通協議会」と改め、必要な構成員を加えることにより、両法定組織の性質を備えた二法協議会としたい。

#### 【(※) 地域公共交通計画】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。

R2.11月に同法の改正により地域公共交通計画作成が努力義務化、原則全ての地方公共団体で策定することとされている。

《参考》大阪府内の策定状況（令和3年6月時点）

貝塚市・岸和田市・阪南市・和泉市・河内長野市・太子町・寝屋川市の計7自治体



会議の種類	二法協議会	法定協議会	地域公共交通会議
根拠法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法施行規則	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第9条の3）
目的	法定協議会及び地域公共交通会議に同じ	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条） 必要事項を協議	地域の実情に依じた適切な乗合旅客運送の様態および運賃・料金等に関する事項等の協議
対象交通モード	法定協議会及び地域公共交通会議に同じ	多様なモード （鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等）	バス、タクシー
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者</li> <li>熊取町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者</li> <li>地方公共団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験を有する者</li> <li>地方公共団体の長</li> </ul>
※下線は既に熊取町公共交通委員会である者	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民、公共交通利用者</li> <li>大阪運輸支局（※1）</li> <li>公共交通事業者 （バス、タクシー、鉄道）</li> <li>公共交通事業者の労働組合</li> <li>大阪府泉佐野警察署</li> <li>岸和田土木事務所</li> <li>その他の熊取町が必要と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通事業者（関係する）</li> <li>関係する公安委員会</li> <li>道路管理者</li> <li>その他の熊取町が必要と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民又は旅客</li> <li>地方運輸局長</li> <li>公共交通事業者（バス、タクシー）</li> <li>公共交通事業者の組織する団体</li> <li>公共交通事業者の運転者が組織する団体</li> <li>都道府県警察</li> <li>道路管理者</li> <li>その他の会議の運営上必要と認められる者</li> </ul>
協議結果	協議会参加者の尊重義務あり	協議会参加者の尊重義務あり	法律上規定なし
計画策定	地域公共交通計画（必須）	地域公共交通計画（必須）	地域の交通計画（任意）
協議が調った場合	法定協議会及び地域公共交通会議に同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定、推進にかかる支援あり</li> <li>計画実施への許認可手続きの簡素化など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバス、タクシーの許可等に関する特例の適用（路線の新規・変更申請、運賃設定などの手続き簡略化・弾力化など）</li> </ul>

※1…法定組織化する場合は総務企画部門・輸送部門より各1名委嘱予定（現在は輸送部門1名）